

【別表1】

特別養護老人ホーム 慈恵園 長期入居利用料金表

令和1年10月改定

※介護保険負担割合証に記載されている1割もしくは2割または3割の負担額

保険給付対象項目		自己負担額 (1割)1日当	自己負担額 (1割)30日当	自己負担額 (2割)1日当	自己負担額 (2割)30日当	自己負担額 (3割)1日当	自己負担額 (3割)30日当
①ユニット型介護 福祉施設サービス 費	要介護1	638	19,140	1,276	38,280	1,914	57,420
	要介護2	705	21,150	1,410	42,300	2,115	63,450
	要介護3	778	23,340	1,556	46,680	2,334	70,020
	要介護4	846	25,380	1,692	50,760	2,538	76,140
	要介護5	913	27,390	1,826	54,780	2,739	82,170

保険給付加算項目	自己負担額 1日あたり 円 2割は×2 3割は×3	自己負担額 30 日あたり 円 2割は×2 3割は×3	内容	実施は ○
④日常生活支援加算	46	1,380	新規入居者のうち要介護4と5の占める割合が70%以上または認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)の方が65%以上等	○
⑤夜勤職員配置加算Ⅱ(イ)	27	810	夜間(15時～翌朝7時)基準以上の介護・看護職員を配置	○
⑥栄養マネジメント加算	14	420	栄養ケアマネジメントを実施した場合	○
⑦介護職員処遇改善加算Ⅰ	8.3%		1か月の保険給付(サービス費と加算)に対してかかります	○
⑧介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	2.7%		勤続10年以上の介護福祉士等がいる場合に⑦と同じようにかかります。	○
⑨看護体制加算Ⅰ	6	180	常勤の看護師が1名以上	○
⑩口腔衛生管理体制加算	30/月		月1回以上歯科医師または歯科医師より指示を受けた歯科衛生士が介護職員に指導を行った場合	○
サービス提供体制強化加算Ⅰ(イ)	18/日		介護職員で介護福祉士が全体の60パーセント以上配置している場合	△
経口維持加算Ⅰ	400/月		摂食障害を有し、摂食嚥下の維持計画を立て医師の指示にて他職種が連携し栄養管理を行う(180日以内のみ算定)	△
経口移行加算	28/日		経管栄養での入居者を対象として、食事を再度取ってもらうよう医師をはじめに各専門職が計画書を作成し、実施した場合に算定	△
生活機能向上連携加算	200/月		医療機関の作業療法士・理学療法士等が施設を訪問し、施設の職員と協働でリハビリを行った場合	△
排泄支援加算	100/月		排泄に介護を要する利用者に、他職種が共同で計画を作成し、それに基づき支援した場合	△
褥瘡マネジメント加算	10/月(3ヶ月に1回)		褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について定期的な評価と計画的に評価する	○
再入所時栄養連携加算	400/1回		入院以前と大きく異なる栄養管理が必要となった場合に、病院の管理栄養士と共同で栄養ケア計画を作成	△
低栄養リスク改善加算	300/月		低栄養のリスクの高い入居者に対して嗜好等を踏まえ、栄養・食事の調整を行う。	●
外泊時費用加算	246		病院へ入院した場合又は外泊した場合月6日程度	△
初期加算	30	900	入所当初(又は30日間以上入院した後)より30日に限り加算	△
看取り介護加算Ⅰ	144円/日		死亡日30日～4日前	施設で看取りを行った場合 △
	680円/日		死亡日前々日、前日	
	1,280円/日		死亡日当日	

※ 加算については、職員等の状況により変更になる場合があります。●は施設内の体制が整い次第算定する予定です
△は対象となった方のみとなります。

保険給付対象外項目		料金(1日)	料金30日)		料金(1日)	料金30日)
②居住費	第4段階	2,006	60,180	③食費	1,392	41,760
	第3段階	1,310	39,300		650	19,500
	第2段階	820	24,600		390	11,700
	第1段階	820	24,600		300	9,000
財産管理委託料		50	1,500	預貯金通帳等の管理手数料		
電気使用量		持ち込みの場合(1日あたり)		テレビ、電気毛布:30円、電気カミソリ:10円等		

※上記項目以外に、個別の送迎費、理美容等がかかることがあります。

※ この金額とは別に、医療費(処方箋料、お薬代、検査料)及び個人的な日用品費(ティッシュ、ポリデント等)も別途になります。

* 食費と居住費の負担限度額については、市町村に申請することにより該当の有無が決定されます。

第4段階	市町村税が課税の方
第3段階	世帯全員が市町村税が非課税者で年金収入と所得金額が80万円超、266万円以下の方
第2段階	世帯全員が市町村税が非課税者で年金収入と所得金額が80万円以下の方
第1段階	生活保護受給者及び世帯全員が非課税で老齢福祉年金受給者の方

※1~3段階は配偶者(世帯分離していても)が市町村民税非課税であり、預貯金等の保有額が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下であることが、原則となります。

* 配偶者は世帯分離していても同一とみなされます。婚姻届を提出していない事実婚も含まれます。

* 預貯金等とは、預貯金(普通・定期)、有価証券、投資信託、金や銀(時価評価額が容易にわかる貴金属)タンス預金を含みます。

1か月の概算料金(30日あたり)

【1割負担の場合】		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	①+②+③	52,740	54,750	56,940	58,980	60,990
	加算(④~⑩)	5,236	5,457	5,698	5,922	6,143
第2段階	①+②+③	55,440	57,450	59,640	61,680	63,690
	加算(④~⑩)	5,236	5,457	5,698	5,922	6,143
第3段階	①+②+③	77,940	79,950	82,140	84,180	86,190
	加算(④~⑩)	5,236	5,457	5,698	5,922	6,143
第4段階	①+②+③	121,080	123,090	125,280	127,320	129,330
	加算(④~⑩)	5,236	5,457	5,698	5,922	6,143

【2割負担の場合】		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階	①+②+③	140,220	144,240	148,620	152,700	156,720
	加算(④~⑩)	10,471	10,913	11,395	11,844	12,266

【3割負担の場合】		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階	①+②+③	159,360	165,390	171,960	178,080	184,110
	加算(④~⑩)	15,707	16,370	17,093	17,766	18,429